

平成25年度 定住促進住宅募集要項（桜台団地）

- 1 募集期間 平成25年11月20日(水)～12月9日(月)
平日午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 受付場所 大町市 美麻支所 産業建設係
- 3 入居者の資格（条件等）
 - (1) 現に同居し、または同居しようとする親族がある方
(婚姻予定者を含む。ただし、入居後3か月以内に結婚同居し、その証明書を提出すること。)
 - (2) 収入が家賃の2倍以上ある方（収入とは、公営住宅法施行令に規定する収入）
(入居後3年以内に2倍以上に達する場合があります。)
 - (3) 国税・地方税等を滞納していない方
 - (4) 長期にわたり居住する意思があり、自治会等の地域活動に積極的に参加できる方。
 - (5) 暴力団員、暴力団関係者ではない方。
 - (6) 犬・猫などペットを飼っていない方。入居後も飼わないとお約束できる方。
- 4 入居申し込み 所定の申込書に必要な事項を記入し下記の書類を添えて申し込み下さい。
 - (1) 定住促進住宅入居申込書（書類は美麻支所の産業建設係にあります。)
 - (2) 住民票の写し（入居予定者全員を記載したもの）
 - (3) 所得証明書等 ア 給与所得者の場合 ① 所得証明書
 - 1) 市町村役場でお取りください。
 - 2) 主婦等所得がないと思われる方も、所得0と記載された所得証明書（非課税証明書）が必要です。② 支払者の証明（現在の勤務先が前年と違う場合に必要）
 - イ 自営業の場合 ① 所得証明書（上記ア ①参照）
 - ウ 年金受給者の場合 ① 所得証明書（上記ア ①参照）
 - (4) 納税証明書 ①市町村役場で「納税証明書」をお取りください。（市税等の納税証明）
②税務署で「納税証明書（証明その3）」をお取りください。（所得税等の納税証明）
 - (5) 定住促進住宅申込時確約書
 - (6) その他
婚約者の場合 親、仲人の証明（結婚証明書）※証明書類取得、添付の注意事項
最新の住民票の写し・証明書を取得、添付してください。
- 5 入居者の決定 入居者の決定は、入居者選考委員会での選考を経て市長が決定します。
(※申込者の住所、家族構成等を考慮し、選考いたします。)
- 6 入居決定後の手続きについて
 - (1) 入居決定後、連帯保証人(※1)に関する書類(※2)を提出してください。
(※1) 入居の際には下記の要件を満たす、連帯保証人が必要となります。
 - ・入居者と同等以上の所得がある方
 - ・未成年者でない方
 - ・成年被後見人又は被保佐人でない方(※2) 下記の書類が必要となります。
 - ・定住促進住宅入居請書（登録印押印）
 - ・連帯保証人確約書（登録印押印）
 - ・連帯保証人の住民票の写し、印鑑証明書、所得証明書
 - (2) 敷金（家賃の3か月分）の納入、住民票異動手続き後、入居説明を行います。

7 入居手続き日時及び場所

日時：平成25年12月12日(木)～12月24日(火)

平日午前8時30分から午後5時15分まで

場所：美麻支所 産業建設係

8 入居の時期

入居可能日：平成26年1月1日(水)から30日以内

9 募集住宅の内容

※募集戸数 3戸

建設年度	団地名	所在地	住宅番号	敷地面積	建築延床面積	構造
H25年度	桜台団地	美麻 3363 番地 11	A棟(北)	約 470 m ²	約 87 m ²	木造二階建
		美麻 3363 番地 12	B棟(中)			
		美麻 3363 番地 13	C棟(南)			

※別途桜台住宅入居のご案内参照のこと。

同居する中学生以下の子の 人数による家賃	0人の場合	1人の場合	2人の場合	3人以上の場合
	36,000円	31,000円	26,000円	21,000円

10 現地内覧会

日時：平成25年11月23日(土)午前10時～午後3時

場所：桜台団地A棟

11 住宅の譲渡について

住宅の譲渡を希望する方には、住宅を譲渡できる場合があります。

(定住促進住宅を設置後8年を経過したもののうち指定した住宅については、入居期間が5年以上継続しているなど、いくつかの要件を満たせば別途、市が定める価格により譲渡することができます。)

12 入居時の費用負担等

個人に係る電気、水道等の利用料は入居者の負担となります。

申し込み先・問い合わせ先

〒399-9101 長野県大町市美麻 11810 番地イ

大町市 美麻支所 産業建設係

TEL0261-29-2311